

預金規定等改定 新旧対照表

改定後	改定前
一般当座勘定規定 表紙 (<u>2024年11月30日</u>現在) P 4 第24条（取引の制限等） <省略> ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 ③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 第25条（解 約） <省略> ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>	表紙 (<u>2024年4月1日</u>現在) P 4 第24条（取引の制限等） <省略> ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 ③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 第25条（解 約） <省略> ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>

4. この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	4. この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
普通預金規定 普通預金（無利息型）規定 P 2 1 2. （取引の制限等） ＜省略＞ （3） 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 （4） 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれと合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 1 3. （解 約 等） ＜省略＞ （3） 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ＜省略＞ ④ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	P 2 1 2. （取引の制限等） ＜省略＞ （3） 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 （4） 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 1 3. （解 約 等） ＜省略＞ （3） 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ＜省略＞ ④ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある

<省略> P 5 (2024年11月30日 現在)	と合理的に認められる場合 <省略> P 5 (2024年4月1日 現在)
貯蓄預金規定 P 3 14. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 15. (解 約 等) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	P 3 14. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 15. (解 約 等) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある

<省略> P 5 (2024年11月30日 現在)	と合理的に認められる場合 <省略> P 5 (2024年4月1日 現在)
納税準備預金規定 P 3 1 3. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、金融犯罪または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 1 4. (解 約 等) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④ この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	P 3 1 3. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 1 4. (解 約 等) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある

<省略> P 5 (2024年11月30日 現在)	と合理的に認められる場合 <省略> P 5 (2024年4月1日 現在)
通知預金規定 P 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、金融犯罪または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 8. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ④ この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利	P 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 8. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁

用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年11月30日</u> 現在)	関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年4月1日</u> 現在)
定期預金共通規定 P 1 4. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 5. (預金の解約、書替継続) <省略> (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>	P 1 4. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 5. (預金の解約、書替継続) <省略> (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>

④ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年11月30日</u> 現在)	④ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年4月1日</u> 現在)
定期積金規定 P 2 10. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 11. (解 約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。	P 2 10. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 11. (解 約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

<省略> ④ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 5 (<u>2024年11月30日</u> 現在)	<省略> ④ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 5 (<u>2024年4月1日</u> 現在)
積立定期預金規定 P 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれと合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 8. (預金の解約、書替継続) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損	P 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれと合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 8. (預金の解約、書替継続) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損

害額を支払ってください。 <省略> ④ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年11月30日</u> 現在)	害額を支払ってください。 <省略> ④ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 4 (<u>2024年4月1日</u> 現在)
財産形成預金規定集 表紙 (<u>2024年11月30日</u> 現在) 1. 共通規定 P 2 (<u>2024年11月30日</u> 現在) 2. 財産形成期日指定定期預金規定 P 4 7. (預金の解約、書替継続) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>	表紙 (<u>2024年4月1日</u> 現在) P 2 (<u>2024年4月1日</u> 現在) P 4 7. (預金の解約、書替継続) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略>

⑦ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 5 (<u>2024年11月30日</u> 現在) 3. 財形住宅預金規定 P 7 6. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ⑦ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 9 (<u>2024年11月30日</u> 現在) 4. 財形年金預金規定 P 11	⑦ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 5 (<u>2024年4月1日</u> 現在) P 7 6. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ⑦ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 9 (<u>2024年4月1日</u> 現在) P 11
---	---

6. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ⑦ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 1 3 (<u>2024年11月30日</u> 現在)	6. (預金の解約) <省略> (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 <省略> ⑦ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> P 1 3 (<u>2024年4月1日</u> 現在)
Bank Pay 取引規定 第1章 Bank Pay 取引 <省略> P 9 12. (Bank Pay 取引の取扱停止等) <省略> (3) 当金庫は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。 <省略> ⑤ 利用者が Bank Pay 取引を<u>金融犯罪</u>その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき	第1章 Bank Pay 取引 <省略> P 9 12. (Bank Pay 取引の取扱停止等) <省略> (3) 当金庫は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。 <省略> ⑤ 利用者が Bank Pay 取引を<u>不正な資金洗浄、テロ資金供与</u>その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき

<省略> P 1 5 (2024 年 11 月 30 日現在)	<省略> P 1 5 (2023 年 9 月 1 日現在)
外貨普通預金規定 P 1 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前 1 項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、当金庫が金融犯罪または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。 <省略> 1 8. (解約等) <省略> (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④この預金が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <省略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。 <省略> ⑤この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	P 1 1 7. (取引の制限等) <省略> (3) 前 1 項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。 <省略> 1 8. (解約等) <省略> (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <省略> ④この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <省略> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。 <省略> ⑤この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

P 3 (2024 年 11 月 30 日現在)	P 3 (2024 年 4 月 1 日現在)
外貨定期預金（自動継続）規定 P 1 6.（取引の制限等） <省略> （3）前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 （4）前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、金融犯罪または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 7.（預金の解約、書替継続） <省略> （3）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 <省略> ④この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略>	P 1 6.（取引の制限等） <省略> （3）前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 （4）前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 7.（預金の解約、書替継続） <省略> （3）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 <省略> ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略>

P 4 (<u>2024 年 11 月 30 日</u> 現在)	P 4 (<u>2024 年 4 月 1 日</u> 現在)
外貨定期預金規定 P 1 4. (預金の解約、書替継続) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。 <省略> ⑤ この預金が<u>金融犯罪</u>や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> 6. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>金融犯罪</u>もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>金融犯罪</u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引	P 1 4. (預金の解約、書替継続) <省略> (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。 <省略> ⑤ この預金が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <省略> 6. (取引の制限等) <省略> (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与</u>、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が

の制限を解除します。 <省略> P 5 (<u>2024 年 11 月 30 日</u> 現在)	認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 <省略> P 5 (<u>2024 年 4 月 1 日</u> 現在)
--	--